

島根県報

平成22年3月31日 (水)

号外 第 6 8 号 (每週火·金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

	^/ 2
H	火

【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

(産業振興課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第35号)

- 1 規則の概要
- (1) 設備機器使用料及び依頼試験手数料について改正することとした。(別表第1・別表第2関係)
- (2) その他規定の整備
- 2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規	則
---	---

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第35号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則(平成13年島根県規則第85号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「カラーレーザー顕微鏡」を「共焦点レーザー顕微鏡」に、

ホットプレス	1時間につき	230円
含浸処理装置	1時間につき	600円
]
ホットプレス	1時間につき	230円
		J
6 / 1 10 p / 1- 12 Mr 146		
ダイヤモンドワイヤー切断機	1時間につき	570円
キャス試験装置	1時間につき 1時間につき	570円

			_
3次元測定システム	1時間につき	70円	
製品評価システム	1時間につき	100円	
眼球運動計測装置	1時間につき	460円	を
マルチテレメータシステム	1時間につき	200円	
3次元曲面形状測定装置	1時間につき	250円	

製品評価システム	1時間につき 100円	
眼球運動計測装置	1時間につき 460円	

に改める。

根 県 平成22年3月31日 号外第68号 マルチテレメータシステム 1時間につき 200円 別表第1の2の表中「レーザー顕微鏡」を「共焦点レーザー顕微鏡」に、 1時間につき 振動ミル 100円 を 振動ミル 1時間につき 100円 に改める。 全自動蛍光X線分析装置 1時間につき 2,740円 別表第2の1の項第6号中 1試料1視野につき 10,760円 2 エックス線分析 1 視野増すごとに 2,330円加算 1試料1視野につき 11,220円 3 線分析 1 視野増すごとに 2,790円加算 マッピング分析 1試料1視野につき 10,300円 1 視野増すごとに 3,960円加算 線分析 1試料1視野につき 11,220円 1 視野増すごとに 2,790円加算 に改め、同表の10の項第4号 1試料1視野につき 10,300円 3 マッピング分析 1 視野増すごとに 3,960円加算

を削り、同項第5号中「カラーレーザ顕微鏡」を「共焦点レーザー顕微鏡」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同表の12の項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同表の13の項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

様式第1号及び様式第2号中

Γ_														
									円	×	時間	=	F	4
									円	×	時間	=	P.	9
>	€ f	吏	用	料	の	算	定		円	×	時間	=	P.	9
								準備料					F	9
											合	計	P.	9

を

Γ					
		円	×	時間 =	円
		円	×	時間 =	円
	※ 使 用 料 の 算 定	円	×	時間 =	円
	※ 使 用 料 の 算 定	準備料			円

	設備機器の使用方法に係る指導料		円
		合 計	円
' <u> </u>			

に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第3条の規定により島根県産業技術センター条例(平成13年島根県条例第49号)第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料及び改正前の規則第8条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。